

令和7年度第1回

高知地方労働審議会労働災害防止部会

令和7年12月3日
ち ょ り 街 テ ラ ス
(会議室2)

高 知 労 働 局

令和7年度第1回 高知地方労働審議会労働災害防止部会 会議次第

令和7年12月3日(水)

10:00~11:00

ちより街テラス(会議室2)

1 開会

2 高知労働局労働基準部長挨拶

3 議事

(1) 部会長の選出

(2) 高知労働局第14次労働災害防止計画の推進状況について

(3) その他

4 閉会

配付資料一覧

資料 1 高知地方労働審議会労働災害防止部会委員名簿

資料 2 労働災害発生状況

資料 3 高知労働局第14次労働災害防止計画のポイント

資料 4 高知労働局第14次労働災害防止計画の推進状況

資料 5 厚生労働省組織令(抄) 地方労働審議会令、高知地方労働審議会運営規程、高知地方労働審議会労働災害防止部会運営規程、高知地方労働審議会の公開に関する要領

令和7年度 第1回 高知地方労働審議会労働災害防止部会 資料

- 資料 No. 1 高知地方労働審議会労働災害防止部会委員名簿 <1>
- 資料 No. 2 労働災害発生状況 <3>
- 資料 No. 3 高知労働局第14次労働災害防止計画のポイント <5>
- 資料 No. 4 高知労働局第14次労働災害防止計画の進捗状況 <9>
- 資料 No. 5 厚生労働省組織令(抄)、地方労働審議会令、高知地方労働審議会運営規程、高知地方労働審議会労働災害防止部会運営規程、高知地方労働議会審議会の公開に関する要領 <13>

高知地方労働審議会 労働災害防止部会委員名簿

令和 7 年 10 月 15 日指名（敬称略）

任期：令和 7 年 10 月 1 日～令和 9 年 9 月 30 日

区分	氏 名	現 職 名 等	選出区分	備考
公益代表委員	さかもと まほ 坂本 真帆	よつば法律事務所 弁護士	本審委員	
	ながさわ きみこ 長澤 紀美子	高知県立大学社会福祉学部 教授	本審委員	
	ひぜん よういち 肥前 洋一	高知工科大学経済・マネジメント学群 教授	本審委員	
労働者代表委員	いちかわ としみち 市川 稔道	日本労働組合総連合会高知県連合会 事務局長	本審委員	
	ながの まみ 永野 真美	高知競輪競馬労働組合執行委員長	本審委員	
使用者代表委員	おきた りょうじ 沖田 良二	高知県経営者協会 専務理事	本審委員	
	いど ひろあき 井戸 啓彰	株式会社 特殊製鋼所 代表取締役 社長	本審委員	

令和6年の災害発生状況(確定)

資料No 2

ポイント

令和6年の死傷者数は1,042人、前年比で217人の減少。（コロナ感染者が333人から152人に減少。）

令和6年の死者数は1人（商業）となり、前年比で7人の減少となつた。

コロナ感染者を除いた死傷者数は890人となり、前年比で36人の減少となつた。

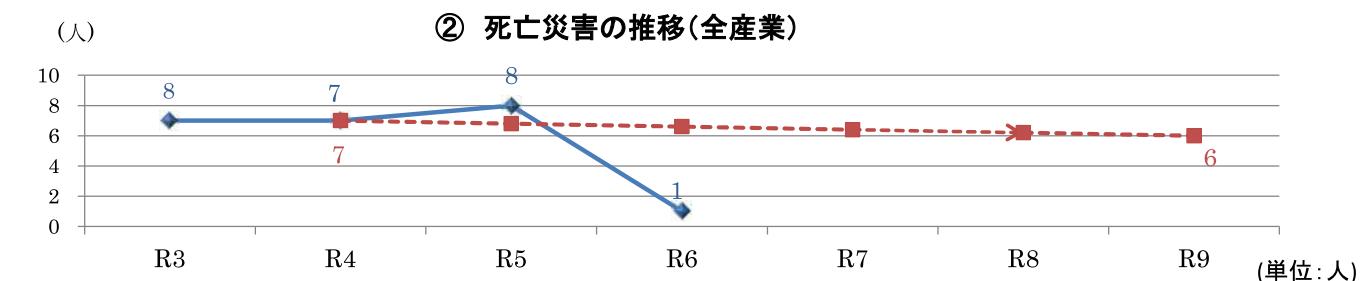
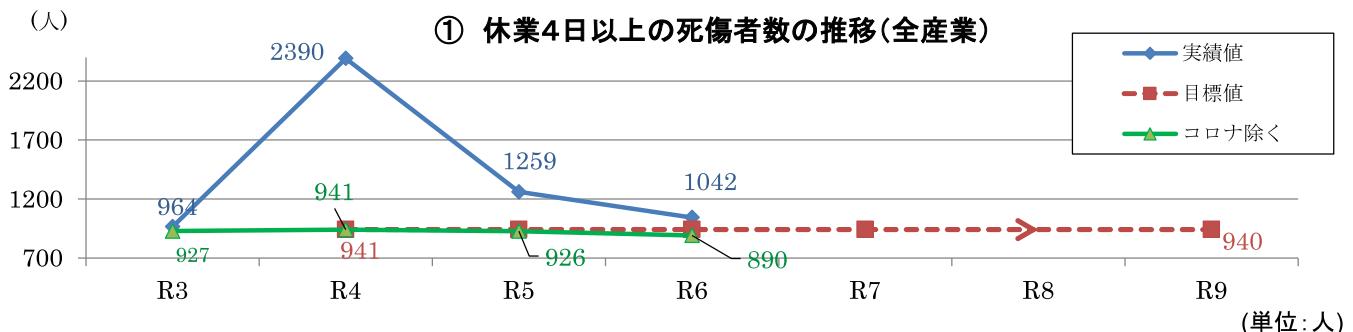
【14次防計画目標】 重点対策（9項目）に掲げるアウトプット指標を実施することにより

○休業4日以上の死傷災害を令和9年までに減少（940人以下）させる。（令和4年比）

13次防期間中の5年間と比べ、14次防期間中の5年間で減少（4,767人以下）させる。（累計）

○死亡災害を令和9年までに5%以上減少（6人以下）させる。（令和4年比）

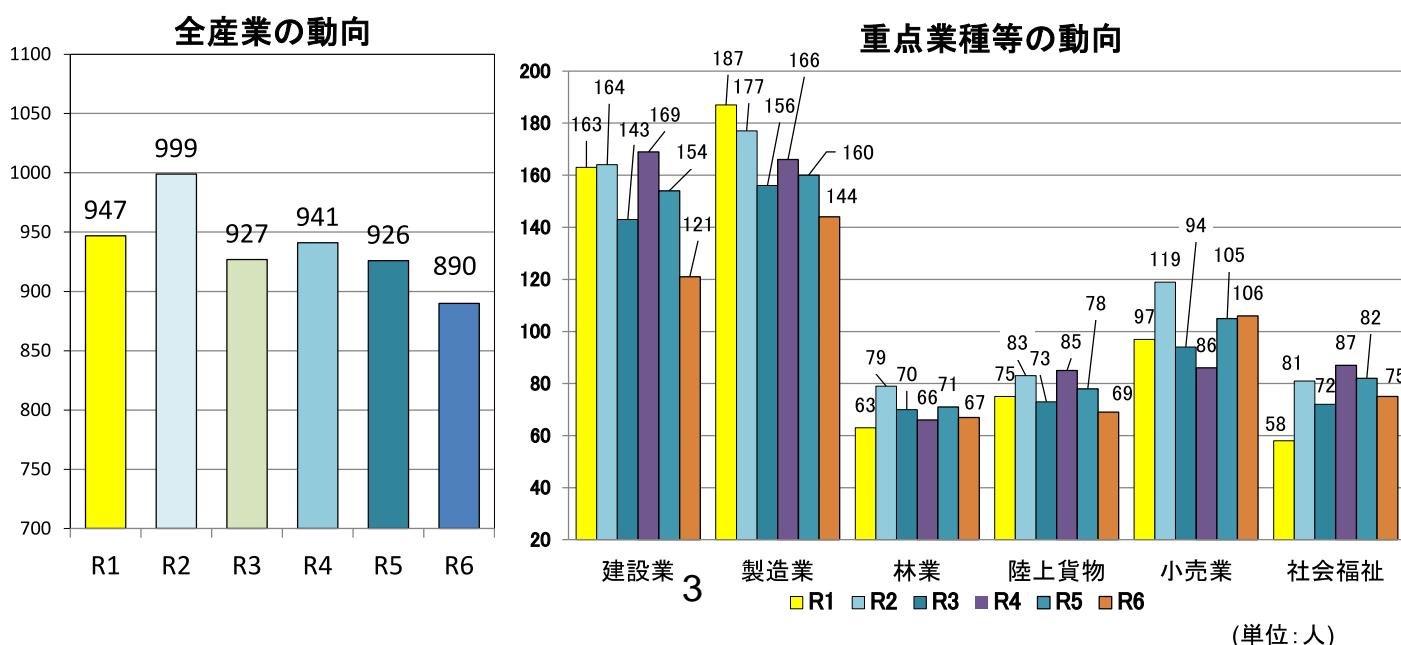
13次防期間中の5年間と比べ、14次防期間中の5年間で5%以上減少（42人以下）させる。（累計）



令和6年の災害発生状況(重点業種等の状況(コロナ除く))

ポイント

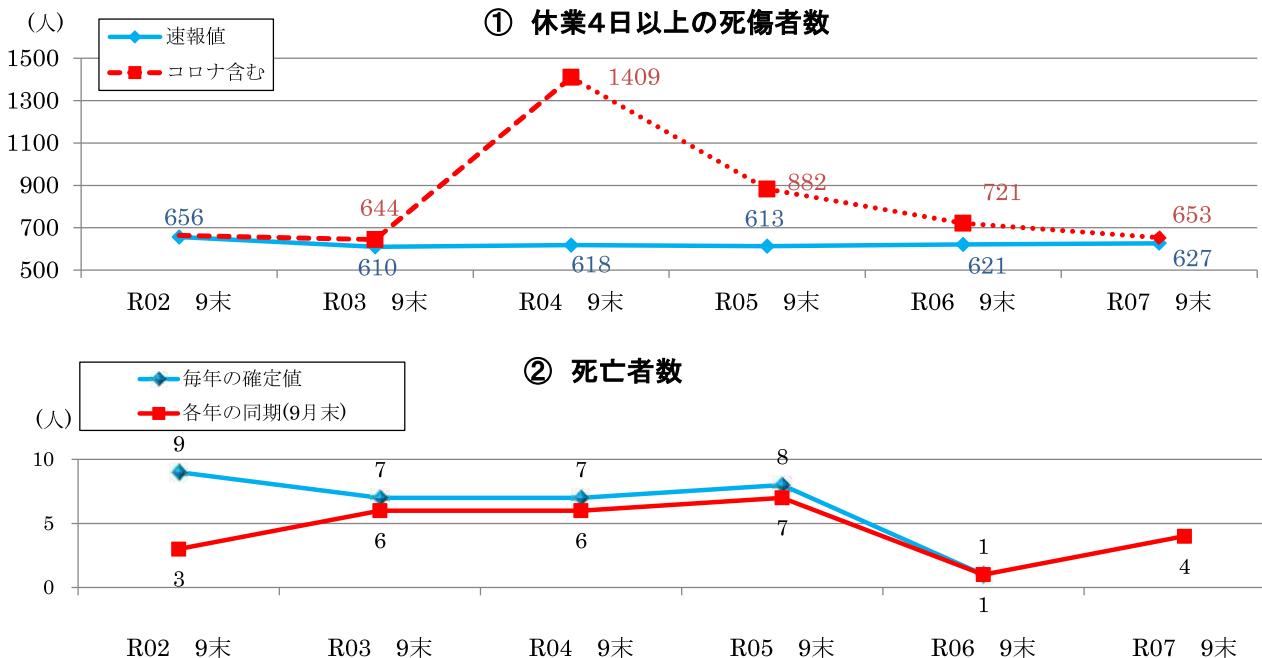
- 対前年比で顕著な増加業種は認めず。同程度が、林業、小売業、社会福祉。減少傾向は、建設業、製造業、陸上貨物運送事業。
- 一方、小売業、社会福祉が、中期的に増加傾向となっており、小売業106件のうち、最も多い災害は「転倒」51件（48.1%、前年同期比15件増）、次いで「動作の反動・無理な動作」18件（17.0%、前年同期比10件減）であった。また、社会福祉75件のうち、最も多い災害は「転倒」29件（38.7%、前年同期比1件減）、次いで「動作の反動・無理な動作」23件（30.7%、前年同期比3件減）であった。
- また、減少幅の大きい建設業では、前年比で「切れ・こすれ」（11件減）、「飛来、落下」（8件減）、「動作の反動・無理な動作」（8件減）が大幅に減少している。



労働災害発生状況(9月末)

ポイント

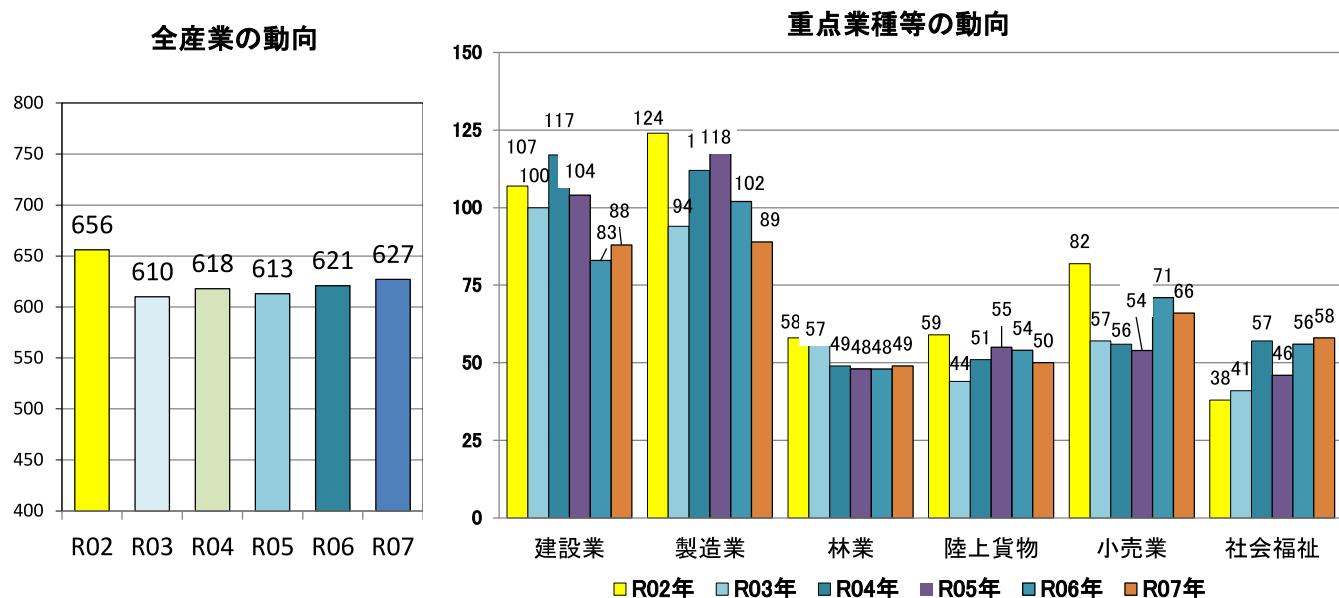
- 令和7年9月末現在の死傷者数は653人、前年同期は721人であり68人の減少。
- 死傷者653人には、業務に起因するコロナ感染26人を含む（全員が保健衛生業）。
- よって、コロナを除く死傷者数は627人で前年同期より6人の増加。
- 死亡災害：4人（建設業3人、第3次産業1人）（前年同期比3人増加）。



労働災害発生状況(コロナ除く)

ポイント

- 前年同期比、経年変化で増加傾向は建設業と社会福祉施設。同程度は林業。減少傾向は製造業、陸上貨物運送事業及び小売業。
- 建設業88件のうち、最も多い災害は「墜落・転落」29件（33.0%、前年同期比7件増）、次いで「切れ・こすれ」12件（13.6%、前年同期比8件増）であった。
- 社会福祉施設58件のうち、最も多い災害は「動作の反動、無理な動作」24件（41.4%、前年同期比8件増）、次いで「転倒」21件（36.2%、前年同期比4件減）であった。





高知労働局 第14次労働災害 防止計画 のポイント

計画期間

○ 2023年度(令和5年度)～2027年度(令和9年度)までの5か年

計画の目標

高知労働局及び労働基準監督署、事業者、労働者、関係者等が一体となって、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、「Safe Work KOCHI」をキヤッチフレーズに9つの重点事項に取り組むことにより、

○**死亡災害** ① 2022年と比較して、2027年において5%以上減少させる。
② 2018年から2022年までと比較して、2023年から2027年までで5%以上減少させる。

○**死傷災害** ① 2022年と比較して、2027年において減少させる。
② 2018年から2022年までと比較して、2023年から2027年までで増加させない。

当計画では、9つの重点事項と、重点ごとにアウトプット指標、アウトカム指標を設けています。アウトプット指標の達成等に向け、各取組事項について、計画的な対応をお願いします。

重点事項ごとのアウトプット指標・アウトカム指標（重点2～8のみに設定）と取組事項

1 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

取組事項

○安全衛生に関する取組の見える化を図る仕組みを活用し、主体的に安全衛生対策に取り組む。

【安全衛生優良企業公表制度
(職場のあんぜんサイト)】



【SAFEコンソーシアムポータルサイト】



2 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

	アウトプット指標 (重点事項に関連して、事業者に求める達成目標)	アウトカム指標 (アウトプット指標を達成した結果期待される事項)
全業種 対象	転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を50%以上とする。	増加傾向にある転倒災害について、年齢層別の労働災害発生割合の増加に歯止めをかける。
	腰痛災害対策に取り組む事業場の割合を50%以上とする。	
卸売業・ 小売業 ／医療・ 福祉	正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を80%以上とする。	
医療・福 祉	介護・看護業務において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2027年までに増加させる。	社会福祉施設における腰痛の労働災害発生割合について、2022年と比較して2027年までに減少させる。

取組事項

○転倒災害対策にハード(床補修、履物改善等)・ソフト(予防体操、予防教育等)両面からの対策に取り組む。
○職場における腰痛予防対策指針に基づき取り組む。

【転倒災害防止対策の推進について
(職場のあんぜんサイト)】



【転倒災害の防止
(厚生労働省HP)】



【腰痛予防対策
(厚生労働省HP)】



3 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

	アウトプット指標	アウトカム指標
全業種 対象	「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。	増加傾向にある60歳以上の労働災害発生割合について、2022年と比較して2027年までに増加に歯止めをかける。



取組事項

- 高年齢労働者は、「転倒」や「動作の反動・無理な動作」といった、いわゆる行動災害に被災する割合が高いことを踏まえ、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づき、安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等に取り組む。

【高年齢労働者の安全衛生対策について
(厚生労働省HP)】



4 業種別の労働災害防止対策の推進

	アウトプット指標	アウトカム指標
建設業	墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む事業場の割合を、2027年までに85%以上とする。	死亡者数を2018年から2022年までと比較して、2023年から2027年までの5年間で10%以上減少させる。
製造業	機械による「はまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む事業場の割合を、2027年までに60%以上とする。	死亡者数を2018年から2022年までと比較して、2023年から2027年までの5年間で15%以上減少させる。
		機械による「はまれ・巻き込まれ」災害の死傷者数を、2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。
林業	「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する事業場の割合を、2027年までに60%以上とする。	死亡者数を2018年から2022年までと比較して、2023年から2027年までの5年間で10%以上減少させる。
陸上貨物運送事業	「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する事業場の割合を、2027年までに45%以上とする。	死傷者数を、2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。

取組事項

建設業

- 高所作業、はしご・脚立等使用作業における墜落・転落災害防止対策及び墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む。
○ 「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく健康障害防止対策に取り組む。

【リスクアセスメントの実施支援システム
建設業向け（職場のあんぜんサイト）】



【騒音障害防止対策
(厚生労働省HP)】



製造業

- 機械によるはまれ・巻き込まれ防止に関するリスクアセスメントに取り組む。
○ 「機械安全化の改善事例集」等を踏まえ、現場作業者の被災リスク低減措置に取り組む。

【リスクアセスメントの実施支援システム
製造業向け（職場のあんぜんサイト）】



【リスクアセスメント等関連資料
・教材一覧（厚生労働省HP）】



林業

- 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する。
○ 「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」に基づき、災害発生時等の緊急時連絡体制の整備・確立及び早急救護の促進を図る。

【伐木作業・林業における安全対策
(厚生労働省HP)】



陸上貨物運送事業

- 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する。

【陸上貨物運送事業者の皆様へ「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」のご案内（厚生労働省HP）】



【荷主等（荷主、配送先、元請事業者等）の皆様へ「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」のご案内（厚生労働省HP）】



5 労働者の健康確保対策の推進

	アウトプット指標	アウトカム指標
全業種 対象	企業における年次有給休暇の取得率を、2025年までに70%以上とする。	週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を、2025年までに5%以下とする。
	勤務間インターバル制度を知っている企業の割合を、2025年までに80%以上とする。	
	メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を、2027年までに80%以上とする。	
	労働者50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を、2027年までに50%以上となるよう促進を図る。	自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者を、2023年と比較して減少させる。
	各事業場において必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を、2027年までに80%以上とする。	

取組事項

- 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づき、ストレスチェックを含めたメンタルヘルスケアを実施する。
- 治療と仕事の両立支援対策に取り組む。
- メンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援対策の導入・職員研修等において、高知産業保健総合支援センターを活用する。

【労働者の心の健康の保持増進のための指針（厚生労働省HP）】



【治療と仕事の両立支援ナビ ポータルサイト】



【高知産業保健総合支援センターHP】



6 化学物質等による健康障害防止対策の推進

	アウトプット指標	アウトカム指標
全業種 対象	①危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を、2027年までに80%以上するとともに、 ②リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するための必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。	化学物質を起因物とする死傷災害の件数を、2018年から2022年までと比較して、2023年から2027年までで5%以上減少させる。
	熱中症災害防止のため、暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を、2023年と比較して2027年までに増加させる。	増加が懸念される熱中症による死傷者数を、2018年から2022年までと比較して、2023年から2027年までで減少させる。

取組事項

- 化学物質について、SDS等を活用したリスクアセスメント等の実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置を実施する。
- 石綿について、有資格者による事前調査の実施と石綿事前調査結果報告システムを用いた事前調査結果報告及び事前調査結果に基づく適切なばく露防止対策を実施する。
- 熱中症について、「職場における熱中症予防基本対策要綱」「改正労働安全衛生規則に基づく職場における熱中症対策の強化」に基づく措置を実施する。

【職場の化学物質管理情報
ポータルサイトケミガイド】



【石綿総合情報
ポータルサイト】



【職場における熱中症予防
情報 ポータルサイト】



7 交通労働災害防止対策の推進

	アウトプット指標	アウトカム指標
全業種 対象	「交通労働災害防止のガイドライン」を活用している事業場、交通労働災害防止のための安全教育を実施している事業場を2023年と比較して2027年までに増加させる。	交通労働災害における死者数を、2018年から2022年までと比較して、2023年から2027年までで10%以上減少させる。

取組事項

- 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく措置を実施する。

【交通労働災害防止のためのガイドライン
(厚生労働省HP)】



8 外国人労働者に対する安全衛生対策の推進

	アウトプット指標	アウトカム指標
全業種 対象	外国人労働者の母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いる等、外国人労働者に分かりやすい方法での労働災害防止の教育を実施する事業場を50%以上とする。	外国人労働者の労働災害発生割合を2022年と比較して増加させない。

取組事項

- 外国人労働者が機械等による危険を視覚・直感的に理解できるイラスト等の標識・掲示を実施する。
- 安全衛生教育の実施に当たっては、外国人労働者向けの安全衛生教育マニュアルを活用する。

【外国人労働者の安全衛生管理
(厚生労働省HP)】



9 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

取組事項

- 危険有害作業、危険箇所での作業の一部を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、労働安全衛生法第22条に規定する健康障害を防止するための措置、労働安全衛生法第20条等に関する作業場所に起因する危険性に対処するものに関する措置として、退避や危険箇所への立入禁止等の措置を実施する。

【個人事業者等の安全衛生対策について
(厚生労働省HP)】



高知労働局第14次労働災害防止計画等について

- 高知労働局 第14次労働災害防止計画
https://jsite.mhlw.go.jp/kochi-roudoukyoku/newpage_00809.html



- Safe Work KOCHI
https://jsite.mhlw.go.jp/kochi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/_120250/_120440.html



**Safe Work KOCHI 高知労働局
第14次労働災害
防 止 計 画
の 推 進 状 況
(令和6年度アウトプット指標自主点検集計)**

計画期間

○ 2023年度(令和5年度)～2027年度(令和9年度)までの5か年

計画の目標

高知労働局及び労働基準監督署、事業者、労働者、関係者等が一体となって、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、「Safe Work KOCHI」をキャッチフレーズに9つの重点事項に取り組むことにより、

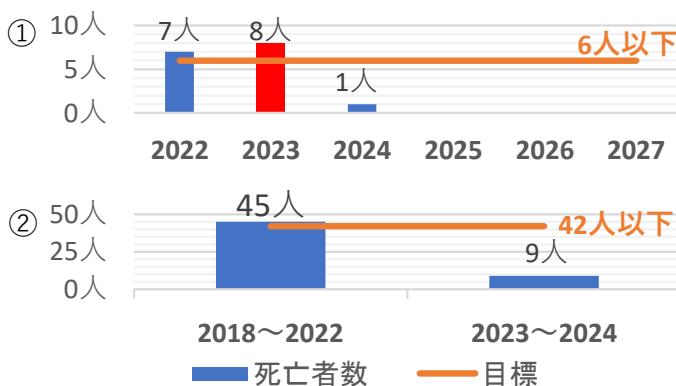
○**死亡災害** ① 2022年と比較して、2027年において5%以上減少させる。
(6人以下)

② 2018年から2022年までと比較して、2023年から2027年までで5%以上減少させる。(42人以下)

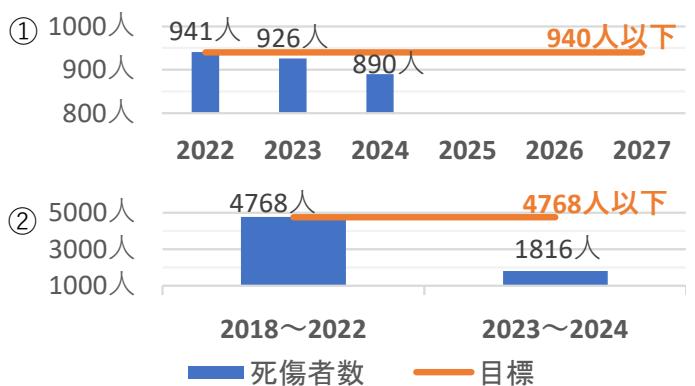
○**死傷災害** ① 2022年と比較して、2027年において減少させる。(940人以下)
② 2018年から2022年までと比較して、2023年から2027年までで増加させない。(4768人以下)

目標に対する推進状況

○ 死亡災害にかかる推進状況



○ 死傷災害にかかる推進状況



重点事項の進捗状況（アウトプット指標・アウトカム指標は、重点2～8のみに設定）

1 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価されるよう、「安全衛生優良企業公表制度」「SAFEコンソーシアム」および「Safe Work KOCHI」など既存の安全衛生に関する取組の見える化を図る仕組みについて、各種説明会、会議及びホームページ上で周知するとともに、制度の活用勧奨を実施。

2 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

アウトプット指標 (重点事項に関連して、事業者に求める達成目標)		アウトカム指標 (アウトプット指標を達成した結果期待される事項)	
全業種対象	転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を50%以上とする。	60% 50% 40% 30% 2024* 2027 47.6% 50%以上	増加傾向にある転倒災害について、年齢層別の労働災害発生割合の増加に歯止めをかける。 ~29歳 30～39歳 40～49歳 50～59歳 60～69歳 70歳～ 1.1% 2.0% 3.3% 6.7% 8.3% 4.0% 1.9% 1.2% 1.1% 1.9% 3.6% 3.4% 5.8% 7.7% 3.9% 6.4%
	腰痛災害対策に取り組む事業場の割合を50%以上とする。	60% 50% 40% 30% 2024* 2027 40.6% 50%以上	
卸売業・医療・福祉・小売業	正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を80%以上とする。	90% 80% 70% 60% 50% 40% 2024* 2024* 2027 78.8% 80%以上 78.4% 卸売業 医療 ・小売業 ・福祉	0% 5% 10% 2022 2023 2024 1.1% 2.0% 3.3% 6.7% 8.3% 4.0% 1.9% 1.2% 1.1% 1.9% 3.6% 3.4% 5.8% 7.7% 3.9% 6.4%



	アウトプット指標		アウトカム指標	
医療・福祉	介護・看護業務において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2027年までに増加させる。	60% 50% 40%	54.7% 54.7%超え 2024* 2027	社会福祉施設における腰痛の労働災害発生割合について、2022年と比較して2027年までに減少させる。 10% 5% 0%

3 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

	アウトプット指標		アウトカム指標	
全業種対象	「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。	60% 50% 40% 30% 20% 10% 0%	18% 50%以上 2024* 2027	増加傾向にある60歳以上の労働災害発生割合について、2022年と比較して2027年までに増加に歯止めをかける。 40% 30% 20%

4 業種別の労働災害防止対策の推進

	アウトプット指標		アウトカム指標	
建設業	墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む事業場の割合を、2027年までに85%以上とする。	100% 90% 80% 70%	91.8% 85%以上 2024* 2027	死亡者数を2018年から2022年までと比較して、2023年から2027年までの5年間で10%以上減少させる。(12人以下) 20人 10人 0人 2018 ~2022 14人 12人以下 2023 ~2024 1人
製造業	機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む事業場の割合を、2027年までに60%以上とする。	90% 80% 70% 60% 50%	81.6% 60%以上 2024* 2027	死亡者数を2018年から2022年までと比較して、2023年から2027年までの5年間で15%以上減少させる。(7人以下) 10人 0人 2018 ~2022 9人 7人以下 2023 ~2024 3人
林業	「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する事業場の割合を、2027年までに60%以上とする。	100% 90% 80% 70% 60% 50%	97.1% 60%以上 2024* 2027	機械による「はさまれ・巻き込まれ」災害の死傷者数を、2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。(18人以下) 40人 30人 20人 10人 0人 2022 19人 38人 2023 26人 2024 18人以下 2027
陸上貨物運送事業	「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する事業場の割合を、2027年までに45%以上とする。	100% 90% 80% 70% 60% 50% 40%	90.9% 45%以上 2024* 2027 10	死亡者数を2018年から2022年までと比較して、2023年から2027年までの5年間で10%以上減少させる。(5人以下) 10人 0人 2018 ~2022 6人 5人以下 2023 ~2024 0人
				死傷者数を、2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。(80人以下) 90人 70人 50人 2022 85人 78人 2023 69人 2024 80人以下 2027

5 労働者の健康確保対策の推進

	アウトプット指標	アウトカム指標									
全業種対象	企業における年次有給休暇の取得率を、2025年までに70%以上とする。 (出典：R5年度高知県労働環境等実態調査)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>目標</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2023</td> <td>70%以上</td> <td>67.6%</td> </tr> <tr> <td>2025</td> <td>70%以上</td> <td>70%以上</td> </tr> </tbody> </table>	年	目標	実績	2023	70%以上	67.6%	2025	70%以上	70%以上
年	目標	実績									
2023	70%以上	67.6%									
2025	70%以上	70%以上									
勤務間インターバル制度を知っている企業の割合を、2025年までに80%以上とする。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>目標</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2024*</td> <td>80%以上</td> <td>66.6%</td> </tr> <tr> <td>2027</td> <td>80%以上</td> <td>80%以上</td> </tr> </tbody> </table>	年	目標	実績	2024*	80%以上	66.6%	2027	80%以上	80%以上	
年	目標	実績									
2024*	80%以上	66.6%									
2027	80%以上	80%以上									
メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を、2027年までに80%以上とする。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>目標</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2024*</td> <td>80%以上</td> <td>55.4%</td> </tr> <tr> <td>2027</td> <td>80%以上</td> <td>80%以上</td> </tr> </tbody> </table>	年	目標	実績	2024*	80%以上	55.4%	2027	80%以上	80%以上	
年	目標	実績									
2024*	80%以上	55.4%									
2027	80%以上	80%以上									
労働者50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を、2027年までに50%以上となるよう促進を図る。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>目標</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2024*</td> <td>50%以上</td> <td>35.5%</td> </tr> <tr> <td>2027</td> <td>50%以上</td> <td>50%以上</td> </tr> </tbody> </table>	年	目標	実績	2024*	50%以上	35.5%	2027	50%以上	50%以上	
年	目標	実績									
2024*	50%以上	35.5%									
2027	50%以上	50%以上									
各事業場において必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を、2027年までに80%以上とする。 (治療と仕事の両立支援対策の実施状況)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>目標</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2024*</td> <td>80%以上</td> <td>45.6%</td> </tr> <tr> <td>2027</td> <td>80%以上</td> <td>80%以上</td> </tr> </tbody> </table>	年	目標	実績	2024*	80%以上	45.6%	2027	80%以上	80%以上	
年	目標	実績									
2024*	80%以上	45.6%									
2027	80%以上	80%以上									

6 化学物質等による健康障害防止対策の推進

	アウトプット指標	アウトカム指標									
全業種対象	<p>①危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を、2027年までに80%以上するとともに、 ②リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するための必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>目標</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2024*</td> <td>80%以上</td> <td>53.7%</td> </tr> <tr> <td>2027</td> <td>80%以上</td> <td>80%以上</td> </tr> </tbody> </table>	年	目標	実績	2024*	80%以上	53.7%	2027	80%以上	80%以上
年	目標	実績									
2024*	80%以上	53.7%									
2027	80%以上	80%以上									
<p>熱中症災害防止のため、暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を、2023年と比較して2027年までに増加させる。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>目標</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2024*</td> <td>31.1% 31.1%超え</td> <td>31.1%</td> </tr> <tr> <td>2027</td> <td>31.1% 31.1%超え</td> <td>31.1% 31.1%超え</td> </tr> </tbody> </table>	年	目標	実績	2024*	31.1% 31.1%超え	31.1%	2027	31.1% 31.1%超え	31.1% 31.1%超え	
年	目標	実績									
2024*	31.1% 31.1%超え	31.1%									
2027	31.1% 31.1%超え	31.1% 31.1%超え									

7 交通労働災害防止対策の推進

	アウトプット指標	アウトカム指標														
全業種対象	<p>「交通労働災害防止のガイドライン」を活用している事業場、交通労働災害防止のための安全教育を実施している事業場を2023年と比較して2027年までに増加させる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2024*</td> <td>44%</td> </tr> <tr> <td>2027</td> <td>50%以上</td> </tr> </tbody> </table>	年	割合	2024*	44%	2027	50%以上	<p>交通労働災害における死者者数を、2018年から2022年までと比較して、2023年から2027年までで10%以上減少させる。(12人以下)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2018～2022</td> <td>14人</td> </tr> <tr> <td>2023～2024</td> <td>12人以下</td> </tr> <tr> <td>2023</td> <td>3人</td> </tr> </tbody> </table>	年	人数	2018～2022	14人	2023～2024	12人以下	2023	3人
年	割合															
2024*	44%															
2027	50%以上															
年	人数															
2018～2022	14人															
2023～2024	12人以下															
2023	3人															

8 外国人労働者に対する安全衛生対策の推進

	アウトプット指標	アウトカム指標																
全業種対象	<p>外国人労働者の母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いる等、外国人労働者に分かりやすい方法での労働災害防止の教育を実施する事業場を50%以上とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2024*</td> <td>55.1%</td> </tr> <tr> <td>2027</td> <td>50%以上</td> </tr> </tbody> </table>	年	割合	2024*	55.1%	2027	50%以上	<p>外国人労働者の労働災害発生割合を2022年と比較して増加させない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2022</td> <td>1.3%</td> </tr> <tr> <td>2023</td> <td>1.8%</td> </tr> <tr> <td>2024</td> <td>1.3%以下</td> </tr> <tr> <td>2027</td> <td>1.6%</td> </tr> </tbody> </table>	年	率	2022	1.3%	2023	1.8%	2024	1.3%以下	2027	1.6%
年	割合																	
2024*	55.1%																	
2027	50%以上																	
年	率																	
2022	1.3%																	
2023	1.8%																	
2024	1.3%以下																	
2027	1.6%																	

9 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

労働安全衛生法第20条、第21条等に基づく作業場所に起因する危険に対処するもの（退避、危険個所への立入禁止等）、労働安全衛生法第22条で規定する有害物質による健康障害の防止措置について、個人事業者等に対しても労働者と同等の保護措置を講じることが義務付けられたことから、発注者、事業者等に対し様々な機会を捉えて周知・啓発を実施。

アウトプット指標進捗状況の把握について

調査方法： 事業場に自主点検表を郵送配布し、点検結果について電子回答を得た。

調査対象： 県内の労働者5名以上の1,793事業場。

実施期間： 令和7年3月25日～4月24日（電子回答締切：5月20日）

回収状況： 643件（回収率35.9%）

（注）自主点検の集計結果を、アウトプット指標推進状況のグラフに『2024*』として図示した。

高知労働局第14次労働災害防止計画等について

- 高知労働局 第14次労働災害防止計画
https://jsite.mhlw.go.jp/kochi-roudoukyoku/newpage_00809.html
- Safe Work KOCHI
https://jsite.mhlw.go.jp/kochi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/_120250/_120440.html



厚生労働省組織令（抄）

平成 12 年政令第 252 号

第 156 条の 2（地方労働審議会）

都道府県労働局に、地方労働審議会を置く。

2 地方労働審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 都道府県労働局長の諮問に応じて労働基準法、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成 4 年法律第 90 号）労働安全衛生法、作業環境測定法（昭和 50 年法律第 28 号）賃金の支払の確保等に関する法律（昭和 51 年法律第 34 号）職業安定法、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号。第 44 条、第 45 条及び第 47 条の規定に限る。）港湾労働法（昭和 63 年法律第 40 号）及び家内労働法の施行並びに公共職業安定所の業務に関する重要事項を調査審議すること。

二 前号に規定する重要事項に関し、都道府県労働局長又は関係行政機関（家内労働法の施行に関する重要事項にあたっては、都道府県労働局長）に意見を述べること。

三 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法、地域雇用開発促進法及び家内労働法の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3 厚生労働大臣が指定する都道府県労働局に置かれる地方労働審議会は、前項に定めるもののほか、関係都道府県労働局長の諮問に応じて同項第 1 号に掲げる重要事項のうち港湾労働法の施行に関するものであつて二以上の都道府県の区域の一部をその区域とする港湾に係るものについて調査審議し、かつ、関係都道府県労働局長又は関係行政機関に意見を述べることができる。

4 前 2 項に定めるもののほか、地方労働審議会に関し必要な事項については、地方労働審議会令（平成 13 年政令第 320 号）の定めるところによる。

地方労働審議会令

平成13年9月27日政令第320号

(名称)

第1条

地方労働審議会(以下「審議会」という。)には、当該都道府県労働局の名を冠する。

(組織)

第2条

審議会は、委員18人で組織する。

- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員等の任命)

第3条

委員は、労働者(家内労働法 昭和45年法律第60号 第2条第2項に規定する家内労働者を含む。以下同じ。)を代表する者、使用者(同条第3項に規定する委託者を含む。以下同じ。)を代表する者及び公益を代表する者のうちから、都道府県労働局長が各同数を任命する。

- 2 臨時委員は、関係労働者を代表する者、関係使用者を代表する者及び公益を代表する者のうちから、都道府県労働局長が任命する。
- 3 臨時委員のうち、関係労働者を代表する者及び関係使用者を代表する者は、各同数とする。
- 4 専門委員は、審議会の同意を得て、都道府県労働局長が任命する。

(委員の任期等)

第4条

委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることがある。
- 3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで、その職務を行うものとする。
- 4 臨時委員は、その者の任命の係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 5 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 6 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第5条

- 審議会に会長を置き、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
 - 3 会長に事故があるときは、公益を代表する委員のうちから会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

第6条

- 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。
 - 3 前項の委員のうち、労働者を代表する者及び使用者を代表する者は、各同数とする。
 - 4 第2項の臨時委員のうち、関係労働者を代表する者及び関係使用者を代表する者は、各同数とする。
 - 5 部会に部会長を置き、当該部会に属する公益を代表する委員及び臨時委員のうちから、当該部会に属する委員及び臨時委員が選挙する。
 - 6 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
 - 7 部会長に事故があるときは、当該部会に属する公益を代表する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
 - 8 審議会は、その定めるところにより、部会（その部会長が委員であるものに限る。）の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(最低工賃専門部会)

第7条

- 家内労働法第21条第1項の規定により審議会に置かれる専門部会（以下「最低工賃専門部会」という。）に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。
- 2 前項の臨時委員のうち、関係労働者を代表する者及び関係使用者を代表する者は、各同数とする。
 - 3 最低工賃専門部会は、その任務が終了したときは、審議会の決議により、廃止するものとする。
 - 4 前条第5項から第8項までの規定は、最低工賃専門部会について準用する。

(議事)

第8条

- 審議会は、委員及び議事に關係のある臨時委員の三分の二以上又は労働者関係委員（労働者を代表する委員及び議事に關係のある臨時委員のうち関係労働者を代表するものをいう。）使用者関係委員（使用者を代表する委員及び議事に關係のある臨時委員のうち関係使用者を代表するものをいう。）及び公益関係委員（公益を代表する委員及び議事に關係のある臨時委員のうち公益を代表するものをいう。）の三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 審議会の議事は、委員及び議事に關係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前2項の規定は、部会及び最低工賃専門部会の議事に準用する。

(庶務)

第9条

審議会の庶務は、当該都道府県労働局において処理する。

(雑則)

第10条

この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

この政令は、平成13年10月1日から施行する。

高知地方労働審議会運営規程

(規程の目的)

第1条 高知地方労働審議会(以下「審議会」という。)の議事運営は、厚生労働省組織令(平成12年政令第252号)第156条の2及び地方労働審議会令(平成13年政令第320号。以下「審議会令」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(会議の招集)

第2条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、高知労働局長(以下「局長」という。)の請求があったとき、会長が必要あると認めるとき又は委員の3分の1以上から請求があったときに会長が召集する。

- 2 会長は、前項の規定にかかわらず、局長から諮詢を受ける場合には、委員に対しその旨を通知することにより、会議を召集せずに当該諮詢に係る議事を処理することができる。
- 3 局長又は委員は、会長に会議の招集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。
- 4 会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも7日前までに付議事項、日時及び場所を委員及び局長に通知しなければならない。
- 5 会長が選任されていない場合の会議の招集及び開催については、局長が行うものとする。

(会議への出席方法及び委員の欠席)

第3条 委員は、会長が必要と認めるときは、テレビ会議システム(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。)を利用する方法によって会議に出席することができる。

- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第8条第1項及び第2項(同条第3項において準用する場合を含む。)に規定する会議への出席に含めるものとする。
- 3 委員は、病気その他の理由により会議に出席することができないときは、その旨を会長に通知しなければならない。

(会議の進行等)

第4条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。
- 3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聞くことができる。

(会議の開催)

第5条 会議は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人若しくは団体の情報の保護に支障を及ぼす恐れがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不適に侵害される

恐れのある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができます。

(議事録及び議事要旨)

第6条 審議会の議事については、議事録を作成する。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人若しくは団体の情報の保護に支障を及ぼす恐れがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害される恐れのある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の全部又は一部を非公開とすることができます。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(議決後の取扱)

第7条 会長は、審議会が議決を行ったときは、当該議決に係る答申書、議決書又は意見書をその都度局長に送付しなければならない。

- 2 審議会は、厚生労働省組織令第156条第2項第2号の規定により関係行政機関に意見を述べたときは、当該意見書の写しを局長に送付しなければならない。

(部会の設置)

第8条 審議会は、審議会令第6条第1項の規定に基づき、次の部会を置くこととする。

- 一 労働災害防止部会
- 二 家内労働部会

(部会への準用)

第9条 第2条(第2項を除く)から第6条までの規定は、前条の部会及び最低工賃専門部会について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」、また「委員」とあるのは「委員及び臨時委員」と読み替えるものとする。

(部会の議決)

第10条 部会長が委員である部会又は最低工賃専門部会が、その所掌事務について議決(全会一致の場合に限る。)をしたときは、当該議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関して、審議会の議決を特に必要とすることを議決したときは、この限りでない。

- 2 審議会は、部会長が臨時委員である最低工賃専門部会が、その所掌事務について議決(全会一致の場合に限る。)をしたときは、会長がその内容を委員に通知し、了承を得ることにより、当該議決を審議会の議決とすることができます。

(臨時委員の任期)

第11条 臨時委員は、審議会令第4条第4項及び第5項に規定する場合のほか、会長の任期が終

了したときに解任されるものとする。ただし、再任を妨げない。

(最低工賃専門部会の廃止)

第 11 条の 2

最低工賃専門部会が第 10 条第 1 項に基づく議決をした場合において、当該議決が家内労働法（昭和 45 年法律第 60 条）以下、「法」という。）第 8 条第 1 項及び第 10 条に規定する最低工賃の決定又は、改正若しくは廃止に関するものである場合であって法第 9 条第 2 項の規定に基づく異議の申出がなかった場合には、当該専門部会は当該異議の申出ができることとされた日をもって廃止するものとする。

(部会及び最低工賃専門部会の議事運営)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、部会及び最低工賃専門部会の議事運営に関し必要な事項は、部会長が当該部会及び最低工賃専門部会に諮って定める。

(規程の改廃)

第 13 条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附則

この規程は、平成 13 年 11 月 27 日から施行する。

この規程は、平成 14 年 10 月 30 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 11 月 13 日から施行する。

この規定は、令和 3 年 3 月 18 日から施行する。

高知地方労働審議会労働災害防止部会運営規程

(規程の目的)

第1条 高知地方労働審議会労働災害防止部会（以下「部会」という。）の議事運営は、厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）第156条の2及び地方労働審議会令（平成13年政令第320号。）並びに高知地方労働審議会運営規程（平成13年11月27日施行）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(審議事項)

第2条 部会は、労働災害防止に関する専門の事項であって高知地方労働審議会（以下「審議会」という。）から付託された事項を調査審議する。

(審議会報告)

第3条 部会長は、部会において調査審議した結果の概要を審議会へ報告する。

(部会の運営)

第4条 部会の運営に関して必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、部会の議決に基づいて行う。

附則

この規程は、平成14年3月15日から施行する。

高知地方労働審議会の公開に関する要領

1 目的

この要領は、高知地方労働審議会運営規程第5条に定めた、審議会の公開に関する基準及び手続きを定め、審議会の活動を広く一般に説明することができるようになるとともに審議会の円滑な運営に資することを目的とする。

2 審議会の公開基準

審議会の会議は、次の場合を除き公開するものとする。

公開することにより、個人又は団体の情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合。

公開することにより、個人又は団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合。

公開することにより、率直な意見の交換又は意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合。

3 公開の方法等

審議会の公開は、会議の傍聴を希望する者に対し、当該審議会の長が会議の傍聴を認ることにより行う。

審議会は、公開する会議において傍聴を認める定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に傍聴席を設ける。

審議会の長は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう会議の傍聴にかかる遵守事項を定め、当該会議の秩序維持に努める。

4 会議開催の周知

審議会は、会議を公開するに当たっては、当該会議の開催日の7日前までに、開催日時、開催場所、議題、傍聴者の定員、傍聴の手続き、その他必要な事項を記載した開催通知を局掲示板に掲示する。

5 その他

この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は別に定める。

この要領は、平成15年11月15日以降に開催される審議会から適用する。